

# 幼稚園教育要領の改訂について －主な改訂内容－

( 平成29年 7月 )

文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

今回の改訂は中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

## ① 今回の改訂の基本的な考え方

- ア 子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力の一層確実な育成と、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現
- イウ 知識の理解の質を更に高めた確かな学力の育成  
道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実による豊かな心や健やかな体の育成

## ② 育成を目指す資質・能力の明確化

- ③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- ④ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進
- ⑤ 言語能力の確実な育成、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実などについての教育内容の充実

幼稚園教育要領の改訂については、中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

## ① 幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化

幼稚園教育で育みたい資質・能力として、次の3つを示し、幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むこと

- ・「知識及び技能の基礎」
- ・「思考力・判断力・表現力等の基礎」
- ・「学びに向かう力、人間性等」

## ② 小学校教育との円滑な接続

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化

（「健康な心と体」「自立心」「協働性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」）

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校の教師と共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図ること

## ③ 現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

- ・現代的な課題を踏まえた教育内容の見直しを図ること
- ・いわゆる預かり保育や子育ての支援の充実を図ること

# 幼稚園教育要領の構成

## 改訂前

### 第1章 総則

- 第1 幼稚園教育の基本
- 第2 教育課程の編成
- 第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

### 第2章 ねらい及び内容

- 健康
- 人間関係
- 環境
- 言葉
- 表現

### 第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項
  - 1 一般的な留意事項
  - 2 特に留意する事項

- 第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

## 改訂後

### 前文

※基本原則を示す「総則」を抜本的に改善し、必要な事項を分かりやすく整理。

### 第1章 総則

- 第1 幼稚園教育の基本
- 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力  
及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」
- 第3 教育課程の役割と編成等
- 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価
- 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導
- 第6 幼稚園運営上の留意事項
- 第7 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

### 第2章 ねらい及び内容

- 健康
- 人間関係
- 環境
- 言葉
- 表現

### 第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

今回の改訂においては、「改訂の基本方針」（1）（2）の理念を明確にし、社会で共有されるよう新たに前文を設け、次の事項を示した。

- ① 教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること
- ② 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと
- ③ 幼稚園教育要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、幼児期の教育については、同法第11条に掲げるとおり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないこととされている。

P 4

- 幼稚園教育要領は、教育基本法が定める教育の目的や目標の達成のため、学校教育法に基づき国が定める教育課程の基準であり、教育基本法における教育の目的及び目標、同法で定める幼児期の教育との関連性を明記した。

これからの幼稚園には、学校教育の始まりとして、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の幼児が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的变化を乗り越え、豊かな人生を切り拓(ひら)き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うことが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各幼稚園において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これから時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの幼稚園において、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要となる。

## P 4

- 教育課程を通して、これから時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有することが求められる。そのため、それぞれの幼稚園において、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要となることを示した。

## 幼稚園教育要領の目指すものとは

- 一人一人の資質・能力を育んでいくこと
- 小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通すこと

幼稚園教育要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。幼稚園教育要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する幼稚園における教育水準を全国的に確保することである。また、各幼稚園がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、幼児や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、幼稚園教育要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

幼児の自発的な活動としての遊びを生み出すために必要な環境を整え、一人一人の資質・能力を育んでいくことは、教職員をはじめとする幼稚園関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から幼児や幼稚園に関わる全ての大人に期待される役割である。家庭との緊密な連携の下、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、幼児の自発的な活動としての遊びを通しての総合的な指導をする際に広く活用されるものとなることを期待して、ここに幼稚園教育要領を定める。

P 4

- 幼稚園教育要領は、公の性質を有する幼稚園における教育水準を全国的に確保することを目的に、教育課程の基準を大綱的に定めるものであり、それぞれの幼稚園は、幼稚園教育要領を踏まえ、各幼稚園の特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、幼児や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、教育活動の更なる充実を図っていくことが重要であることを示した。

# 第1章 総則の改訂について

## ① 幼稚園教育の基本

- 「環境を通して行う教育」を基本とすることは変わらない。
- 幼児期の教育における見方・考え方を明示。
- 計画的な環境の構成に関連して教材を工夫することを明示。

## ② 幼稚園教育において育みたい資質・能力を明確化。

## ③ 5歳児修了時までに育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化するとともに、小学校と共有することにより幼小接続を推進。

## ④ 教育課程の役割と編成等

- 各幼稚園においてカリキュラム・マネジメントの充実に努めること。
- 各幼稚園の教育目標を明確にし、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めること
- 満3歳児が学年の途中から入園することを考慮し、安心して幼稚園生活を過ごすことができるよう配慮すること。
- 幼稚園生活が安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。
- 教育課程を中心に、幼稚園の様々な計画を関連させ、一体的な教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成すること。

# 幼稚園教育要領改訂の概要 – 「総則」の改訂の要点（2）

## ⑤ 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

- 多様な体験に関連して、幼児の発達に即して主体的・対話的で深い学びが実現できようすること。
- 幼児の発達を踏まえた言語環境を整え、言語活動の充実を図ること。
- 幼児の実態を踏まえながら、教師や他の幼児と共に遊びや生活の中で見通しをもったり、振り返ったりするよう工夫すること。
- 幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、視聴覚教材やコンピュータなど情報機器を活用する際には、幼稚園生活では得難い体験を補完するなど、幼児の体験との関連を考慮すること。
- 幼児一人一人のよさや可能性を把握するなど幼児理解に基づいた評価を実施すること。
- 評価の実施に当たっては、指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすることに留意すること。

## ⑥ 特別な配慮を必要とする幼児への指導

- 障害のある幼児などへの指導に当たっては、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うための個別の教育支援計画と、個別の指導計画を作成し活用することに努めること。
- 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、個々の幼児の実態に応じ、指導内容等の工夫を組織的かつ計画的に行うこと。

## ⑦ 幼稚園運営上の留意事項

- 園長の方針の下に、教職員が適切に役割を分担、連携しつつ、教育課程や指導の改善を図るとともに、学校評価については、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意すること。
- 幼稚園間に加え、小学校等との間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、協働して生活していく態度を育むよう努めること。

## 第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に發揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

P 25

- 幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりして、捉えなおすようになる過程を教師が受け止め、環境との関わり方を深めるように働きかけることが重要。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

※下線部：主な改訂箇所

P 42



- 幼児の主体的な活動が確保されるよう、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成すること。
- 各幼稚園では、教材研究を通して、幼児と教材との関りについて理解を深め、遊びを展開し充実していくような豊かな教育環境の創造に努めることが必要。

## 「環境を通して行う教育」を基本とする

〔 幼児期の教育における見方・考え方 「 身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる 」 を生かし、よりよい教育環境を創造する。 〕

- 幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活を展開  
(幼児は安定した情緒の下で自己発揮することにより発達に必要な体験を得ていく)
- 遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること  
(「遊び」は、幼児にとって重要な「学習」)
- 一人一人の発達の特性に応じること

※環境とは物的な環境だけでなく、教師や他の幼児も含めた幼児の周りの環境すべて

## 第1章 総則

### 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育つてほしい姿」

1 幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

(1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

(2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

(3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

2 1に示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものである。

P 47・48

- 幼稚園においては、幼稚園生活全体を通して、幼児の生きる力の基礎を育むことが重要。
- 幼稚園教育の基本を踏まえ、幼稚園教育において育みたい資質・能力を育てることが大切。
- 幼稚園教育において育みたい資質・能力は「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つ。
- 資質・能力は個別に取り出して指導するものではなく、第2章に示すねらい及び内容に基づき、各幼稚園が幼児の発達の実情や幼児の興味や関心等を踏まえながら展開する活動全体によって一貫的に育むもの。
- 各幼稚園においては、実践における幼児の具体的な姿から改めて捉え、教育課程の編成等を図ること。

## 第1章 総則

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

3 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである

P 49・50

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育に育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿。
- ・遊びの中で幼児が発達していく姿をこれらの姿を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮。
- ・これらの姿が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意。
- ・幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意。
- ・これらの姿は5歳児に突然見られるようになるものではないため、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意。
- ・これらの姿は幼稚園の教師が適切に関わることで、特に幼稚園生活の中で見られるようになる幼児の姿であることに留意。

P 51～72

(1) 健康な心と体

幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

(3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考え方などを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

# 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び 幼児期の終わりまでに育つてほしい姿の明確化

## (6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

## (7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え方言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にする気持ちをもって関わるようになる。

## (8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

## (9) 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

## (10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

## 第1章 総則 第3 教育課程の役割と編成等

## 1 教育課程の役割

各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、児童の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

また、各幼稚園においては、6に示す全体的な計画にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各幼稚園の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

**教育課程全体の方向性：**各学校において、学習指導要領等を受け止めつつ、児童たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していく「カリキュラム・マネジメント」が必要。

**幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメントの重要性：**

①教科書のような主たる教材を用いず環境を通して行う教育を基本としていること、②家庭との関係において緊密度が他校種と比べて高いこと、③預かり保育や子育ての支援などの教育課程以外の活動が、多くの幼稚園等で実施されていること。

→ 幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメントは極めて重要

P 76

**幼稚園教育要領におけるカリキュラム・マネジメント：**

○ 園長は、全体的な計画にも留意しながら「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて教育課程を編成すること、教育課程の実施に必要な人的または物的な体制を確保して改善を図っていくことなどを通じて、各幼稚園の教育課程に基づき、全教職員の協力体制の下、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントを実施することが求められる。

## 第1章 総則

### 第3 教育課程の役割と編成等

#### 2 各幼稚園の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。

※下線部：主な改訂箇所

## 第1章 総則

### 第3 教育課程の役割と編成等

#### 3 教育課程の編成上の留意事項

- (1) 幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織するものとする。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮するものとする。
- (2) 幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。
- (3) 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。

## 第1章 総則

### 第3 教育課程の役割と編成等

#### 4 教育課程の編成上の留意事項

教育課程の編成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活に親しみ、安定していく時期から、他の幼児との関わりの中で幼児の主体的な活動が深まり、幼児が互いに必要な存在であることを認識するようになり、やがて幼児同士や学級全体で目的をもって協同して幼稚園生活を開拓し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されること。
- (2) 入園当初、特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。また、満3歳児については、学年の途中から入園することを考慮し、幼児が安心して幼稚園生活を過ごすことができるよう配慮すること。
- (3) 幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。

## 第1章 総則

### 第3 教育課程の役割と編成等

#### 5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

- (1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- (2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

P 91・92

※下線部：主な改訂箇所

- 幼稚園と小学校では、子供の生活や教育方法が異なる。
- 子供の発達と学びの連續性を確保するためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切。すなわち、子供の発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めることが大切。
- 幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続を図るために、小学校の教師との意見交換や合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観などの連携を図ることが大切。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して意見交換を行ったり、事例を持ち寄って話し合ったりすることなどが考えられる。

## (参考) 小学校学習指導要領

### 第1章 総則

#### 第2 教育課程の編成

##### 4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

※下線部：主な改訂箇所

## (参考) 小学校学習指導要領

### 第2章 各教科

#### 第5節 生活

##### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(4) 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育つほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通した総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弹力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

※国語、算数、音楽、図画工作、体育、特別活動においても、上記と同様の記載がされている。

- 小学校低学年は、学びがゼロからスタートするわけではなく、**幼児教育**で身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、子供たちの資質・能力を伸ばしていく時期。
- **小学校教育においては、生活科を中心としたスタートカリキュラムを学習指導要領に明確に位置付け、その中で、合科的・関連的な指導や短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫（※）も行いながら、幼児期に総合的に育まれた資質・能力や、子供たちの成長を、各教科等の特質に応じた学びにつなげていくことが求められる。**
- その際、**スタートカリキュラムにおける学習を、小学校におけるその後の学習に円滑につないでいくという視点も重要。**

※「**幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）**」（平成22年11月）においては、スタートカリキュラム編成上の留意点として、幼稚園、保育所、認定こども園と連携協力すること、個々の児童に対応した取組であること、学校全体での取組とすること、保護者への適切な説明を行うこと、授業時間や学習空間などの環境構成、人間関係づくりなどについて工夫することを挙げている。

教科等の特質に応じた  
「見方・考え方」や  
資質・能力を育むとともに、  
教科横断的にそれらを  
総合・統合していく学び

生活科を中心としたスタートカリキュラムの中で、  
合科的・関連的な指導も含め、子供の生活  
の流れの中で、幼稚期の終わりまでに育った姿  
が発揮できるよう工夫を行なながら、短時間  
学習なども含めた工夫を行うことにより、幼稚  
期に総合的に育まれた「見方・考え方」や資  
質・能力を、徐々に各教科等の特質に応じ  
た学びにつなげていく時期

幼稚期の終わりまでに育ってほしい姿を  
手がかりとしながら、幼児の得意などころや  
更に伸ばしたいところを見極め、それに応じた  
関わりをしたり、より自立的・協同的な  
活動を促したりするなど、意図的・計画的  
な環境の構成に基づいた総合的な指導  
の中で、バランスよく「見方・考え方」や資  
質・能力を育む時期

遊びや生活の中で、  
幼稚期の特性に応じた  
「見方・考え方」や  
資質・能力を育む学び  
<未就園段階：家庭や地域での生活>

# スタートカリキュラムのイメージ

## 社会

### 社会的事象の見方・考え方

位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係などに着目して社会的事象を見出し、比較・分類したり総合したり、国民の生活と関連付けること

## 総合的な学習の時間

### 探究的な見方・考え方(案)

各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会や実生活の文脈や自己の生き方と関連付けること

## 理科

### 理科の見方・考え方

身近な自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなど、問題解決の方法を用いて考えること

## 生活科

### ＜身近な生活に関わる見方・考え方(案)＞

身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、比較、分類、関連づけ、試行、予測、工夫することなどを通じて、自分自身や自分の生活について考えること

### 具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を、次のように育成することを目指す

- 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わりに気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする
- 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え方表現する力を育成する
- 身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信を持って学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を育てる

音楽  
図画工作  
体育  
道徳  
特別活動

## 「スタートカリキュラム」を通じて、各教科等の特質に応じた学びにつなぐ

健康な心と体

自立心

協同性

道徳性・規範意識の芽生え

社会生活との関わり

思考力の芽生え

自然との関わり・生命尊重

数量・図形、文字等への関心・感覚

言葉による伝え合い

豊かな感性と表現

## 幼稚期の終わりまでに育ってほしい姿

※各教科等の「見方・考え方」を踏まえて、関係性を示したものである。また、「幼稚期の終わりまでに育ってほしい姿」の項目の濃淡は、小学校教育との関連が分かるように示したものであり、基本的にはすべての教科に関わっているが、濃い部分は特に意識的につながりを考えていくことが求められるもの。幼児教育において小学校教育を前倒しで行うことを意図したものではない。

## 第1章 総則 第3 教育課程の役割と編成等

※下線部: 主な改訂箇所

### 6 全体的な計画の作成

各幼稚園においては、教育課程を中心に、第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などを関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものとする。

P93・94

- 
- 幼稚園の教育活動の質向上のためには、教育課程を中心にして、教育課程に基づく指導計画、第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、保健管理に必要な学校保健計画、安全管理に必要な学校安全計画等の計画を作成するとともに、それらの計画が関連をもちながら、一体的に教育活動が展開できるようにする、全体的な計画を作成することが必要である。教育課程を中心にして全体的な計画を作成することを通して、各計画の位置付けや範囲、各計画間の有機的なつながりを明確化することができ、一体的な幼稚園運営につながる。

## 第1章 総則

### 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

#### 1 指導計画の考え方

幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境と関わることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。

幼稚園においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、それぞれの幼稚園の教育課程に基づき、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。

※下線部：主な改訂箇所

## 第1章 総則

### 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

#### 2 指導計画の作成上の基本的事項

(1) 指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成するものとする。

(2) 指導計画の作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようするものとする。

ア 具体的なねらい及び内容は、幼稚園生活における幼児の発達の過程を見通し、幼児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、幼児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定すること。

イ 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、幼児が自らその環境に関わることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、幼児の生活する姿や発想を大切にし、常にその環境が適切なものとなるようにすること。

ウ 幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。

その際、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図るものとする。

## 第1章 総則 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

## 3 指導計画の作成上の留意事項

(2) 幼児が様々な人やものとの関わりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、幼児の発達に即して主体的・対話的で深い学びが実現するようにするとともに、心を動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼稚園生活が充実するようにすること。

※下線部：主な改訂箇所

P 106～108

## 主体的・対話的で深い学びの実現

○遊びや生活の中で様々な環境と関わり、豊かな体験を通して資質・能力が育まれていくためには、単に教師が望ましいと思う活動を一方的にさせたり、幼児に様々な活動を提供したりすればよいものではなく、むしろ幼児の活動は精選されなければならない。その際特に重要なことは、体験の質である。あることを体験することにより、それが幼児自身の内面の成長につながっていくことこそが大切。

○このような体験を重ねるためには、幼児が周囲の環境にどのように関わるかが重要であり、幼児の主体的・対話的で深い学びが実現するように、教師は絶えず指導の改善を図っていく必要がある。その際、発達の時期や一人一人の発達の実情に応じて、柔軟に対応するとともに、集団の生活の中で、幼児たちの関わりが深まるように配慮することが大切である。

(3) 言語に関する能力の発達と思考力等の発達が関連していることを踏まえ、幼稚園生活全体を通して、幼児の発達を踏まえた言語環境を整え、言語活動の充実を図ること。

※下線部：主な改訂箇所

P 109・110

## 言語活動の充実

○幼稚園においては、言語に関する能力の発達が思考力等の発達と相互に関連していることを踏まえ、幼稚園生活全体を通して、遊びや生活の様々な場面で言葉に触れ、言葉を獲得していくような豊かな言語環境を整えるとともに、獲得した言葉を幼児自らが用いて、友達と一緒に工夫したり意見を出し合ったりして考えを深めていくような言語活動の充実を図ることが大切。

(4) 幼児が次の活動への期待や意欲をもつことができるよう、幼児の実態を踏まえながら、教師や他の幼児と共に遊びや生活の中で見通しをもったり、振り返ったりするよう工夫すること。

P 111・112

※下線部：主な改訂箇所

## 見通しや振り返りの工夫

- 幼児は、幼稚園生活で十分に遊び、その中で楽しかったことや嬉しかったこと、悔しかったことなどを振り返り、教師や他の幼児とその気持ちを共有するなどの体験を重ね、次の活動への期待や意欲をもつようになっていく。また、一緒に活動を楽しみながら、その活動の流れや必要なものなどが分かり、見通しをもつようになることで、もう一度やりたいと思ったり、自分たちで準備をして始めたりするようにもなる。
- 教師は、幼児が実現したいと思っていることを支えて、次第に目的をもった取組につなげていくことが大切である。幼児なりに見通しを立てて、期待や意欲をもちながら主体的に活動することは、いずれ課題をもって物事に取り組む姿へつながっていく。

(6) 幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、視聴覚教材やコンピュータなど情報機器を活用する際には、幼稚園生活では得難い体験を補完するなど、幼児の体験との関連を考慮すること。

P 114

※下線部：主な改訂箇所

## 情報機器の活用

- 幼児期の教育においては、生活を通して幼児が周囲に存在するあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味をもって環境に関わることによって様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わうという直接的な体験が重要である。
- そのため、視聴覚教材や、テレビ、コンピュータなどの情報機器を有効に活用するには、その特性や使用方法等を考慮した上で、幼児の直接的な体験を活かすための工夫をしながら活用していくようにすることが大切である。

## 第1章 総則

## 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

※下線部：主な改訂箇所

## 4 幼児理解に基づいた評価の実施

幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。

P 120・121

- 評価の実施に当たっては、指導の過程を振り返りながら、幼児がどのような姿を見せていましたか、どのように変容しているか、そのような姿が生まれてきた状況はどのようなものであったかといった点から幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性、特徴的な姿や伸びつつあるものなどを把握するとともに、教師の指導が適切であったかどうかを把握し、指導の改善に生かすようにすることが大切である。
- 幼児理解に基づいた評価を行う際には、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意する必要がある。

※下線部：主な改訂箇所

## 第1章 総則

### 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

#### 4 幼児理解に基づいた評価の実施

幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(2) 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

P 122

- 評価の妥当性や信頼性が高められるよう、例えば、幼児一人一人のよさや可能性などを把握するために、日々の記録やエピソード、写真など幼児の評価の参考となる情報を生かしながら評価を行ったり、複数の教職員で、それぞれの判断の根拠となっている考え方を突き合わせながら同じ幼児のよさを捉えたりして、より多面的に幼児を捉える工夫をするとともに、評価に関する園内研修を通じて、幼稚園全体で組織的かつ計画的に取り組むことが大切。

## 第1章 総則 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

※下線部：主な改訂箇所

## 1 障害のある幼児などへの指導

障害のある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用するとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

2 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児の幼稚園生活への適応

海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を發揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

P 123～129

## 障害のある幼児などへの指導

○障害者の権利に関する条約や障害者差別解消法を踏まえ、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画（個別の教育支援計画）や、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画（個別の指導計画）の作成・活用に努めること。

## 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児の幼稚園生活への適応

○海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を發揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うこと。

平成29年4月28日に、特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を告示。同日付けで、告示した旨を事務次官通知として関係自治体等に発出。

＜幼稚部における主な改善・充実＞

幼稚園教育要領の改訂に準じた改善・充実を実施。

具体的には、

- ・ 幼稚部教育要領において、幼稚部における教育において育みたい資質・能力を明確にした。  
(「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」)
- ・ 5歳児修了時までに育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確にした。  
(「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」)
- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、**幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じて、指導を行う際に考慮する**ものとした。

上記のほか、

一人一人に応じた指導の充実、自立活動の内容の充実、個別の指導計画の作成手順等についても教育要領に記載した。

### 第1章 総則

#### 第6 幼稚園運営上の留意事項

- 1 各幼稚園においては、園長の方針の下に、園務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、教育課程や指導の改善を図るものとする。また、各幼稚園が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や幼稚園運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。
- 2 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保つつつ展開されるようにするものとする。その際、地域の自然、高齢者や異年齢の子供などを含む人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫するものとする。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮するものとする。
- 3 地域や幼稚園の実態等により、幼稚園間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園の幼児と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。

## 第1章 総則

### 第7 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動など

幼稚園は、第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動について、学校教育法に規定する目的及び目標並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施するものとする。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

## 第2章 ねらい及び内容 の改訂について

# 幼稚園教育要領改訂の概要 – 「ねらい及び内容」の改訂の要点（1）

## ① 「ねらい」・「内容の取扱い」について

- 「ねらい」を幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたもの、「内容の取扱い」を幼児の発達を踏まえた指導に行うに当たって留意すべき事項として明示。
- 指導を行う際に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮することを明示。

## ② 各領域における改訂の要点

- 領域「健康」
  - 見通しをもって行動することを「ねらい」に明示。
  - 食べ物への興味や関心をもつことを「内容」に明示。
  - 「幼児期運動指針」(平成24年3月文部科学省)などを踏まえ、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすることを「内容の取扱い」に明示。
  - 幼稚園教育要領において、これまで第3章指導計画作成に当たっての留意事項に示されていた安全に関する記述を、安全に関する指導の重要性の観点等から「内容の取扱い」に明示。
- 領域「人間関係」
  - 工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わうことを「ねらい」に明示。
  - 諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもつことなどを「内容の取扱い」に明示。

## ○領域「環境」

- ・日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむことなどを「内容」に明示。
- ・文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどを養われるようすることなどを「内容の取扱い」に明示。

## ○領域「言葉」

- ・言葉に対する感覚を豊かにすることを「ねらい」に明示。
- ・生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすることを「内容の取扱い」に明示。

## ○領域「表現」

- ・豊かな感性を養う際に、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすることを「内容の取扱い」に明示。

## ねらい及び内容について

この章に示すねらいは、幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。各領域は、これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものである。内容の取扱いは、幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項である。

各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際に考慮するものとする。

なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の第1に示す幼稚園教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

※下線部：主な改訂箇所

### 領域 健康

#### ねらい

(3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

#### 内容

(5) 先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。

#### 内容の取扱い

(2) 様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようになると。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。

(4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。

(5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児と関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようにすること。

(6) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付ける、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めること。また、交通安全の習慣を身に付けるとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

※下線部：主な改訂箇所



- 見通しをもって行動すること。（P143）
- 食べ物への興味や関心をもつこと、食の大切さに気付くこと。（P149）
- 多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。（P158）
- 遊びを通して安全についての構えを身に付けること。（P165）

## 領域「人間関係」において充実した内容

### 領域 人間関係

#### ねらい

(2) 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。

#### 内容の取扱い

(1) 教師との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮し、幼児が自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、幼児の行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。

(2) 一人一人を生かした集団を形成しながら人と関わる力を育てていくようにすること。その際、集団の生活の中で、幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自分のよさや特徴に気付き、自信をもって行動できるようにすること。

※下線部：主な改訂箇所



- 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつこと。（P167）**
- 諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力で行うことの充実感を味わうことができるようによること。（P184・185）**
- 自分のよさや特徴に気付くによること。（P186・187）**

### 領域 環境

#### 2 内容

(6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。

(8) 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。

#### 3 内容の取扱い

(1) 幼児が、遊びの中で周囲の環境と関わり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。また、他の幼児の考えなどに触れて新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようになること。

(4) 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようになること。

※下線部：主な改訂箇所

- 
- 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと。（P203）
  - 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようになること。  
(P214)
  - 自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶこと。  
(P205)
  - 自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようになること。（P210・211）

### 第2章 ねらい及び内容 領域 言葉

#### ねらい

(3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。

#### 内容の取扱い

(4) 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。

※下線部：主な改訂箇所



- 言葉に対する感覚を豊かにすること。（P216）
- 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。（P234・235）

### 第2章 ねらい及び内容 領域 表現

#### 内容の取扱い

- (1) 豊かな感性は、身近な環境と十分に関わる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々に表現することなどを通して養われるようすること。その際、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。
- (2) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に發揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、様々な素材や表現の仕方に親しんだり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切にして自己表現を楽しめるように工夫すること。

※下線部：主な改訂箇所



- 豊かな感性を養う際に、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようすること。（P250）
- 様々な素材や表現の仕方に親しむこと。（P253）

# 第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行 う教育活動などの留意事項の改訂について

# 幼稚園教育要領改訂の概要

## －「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」の改訂の要点

- ① 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項
  - 「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」の計画を作成する際に、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすることを明示。
- ② 子育ての支援
  - 幼稚園が地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たす際に、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むことを明示。

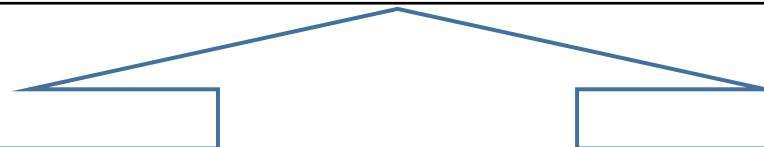
### 第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮するものとする。また、次の点にも留意するものとする。

(2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。

※下線部：主な改訂箇所

P 270



- ・社会と教育課程のつながりを大切にする「社会に開かれた教育課程」としての役割は、預かり保育や子育ての支援を通じて、施設や機能を開放してきた幼稚園では、これまでも担われてきたものである。近年の社会環境の急速な変化に対応し、今後も、幼稚園における教育課程が「社会に開かれた教育課程」としての役割を更に果たしていくことが必要。
- ・幼稚園生活全体を通じて幼児の発達を把握し、幼稚園生活を更に充実する観点から、預かり保育について、教育課程に係る教育時間を含めた全体の中で計画、実施する必要があることや地域の人々との連携などチームとして取り組むこと。

### 第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めるものとする。その際、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする。

※下線部：主な改訂箇所

P 274～276



- 幼稚園が地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を一層果たしていく観点から、子育ての支援について、心理士、小児保健の専門家、幼児教育アドバイザーなどの活用や地域の保護者と連携・協働しながら取り組むようにすること。

# 參考資料

教育基本法

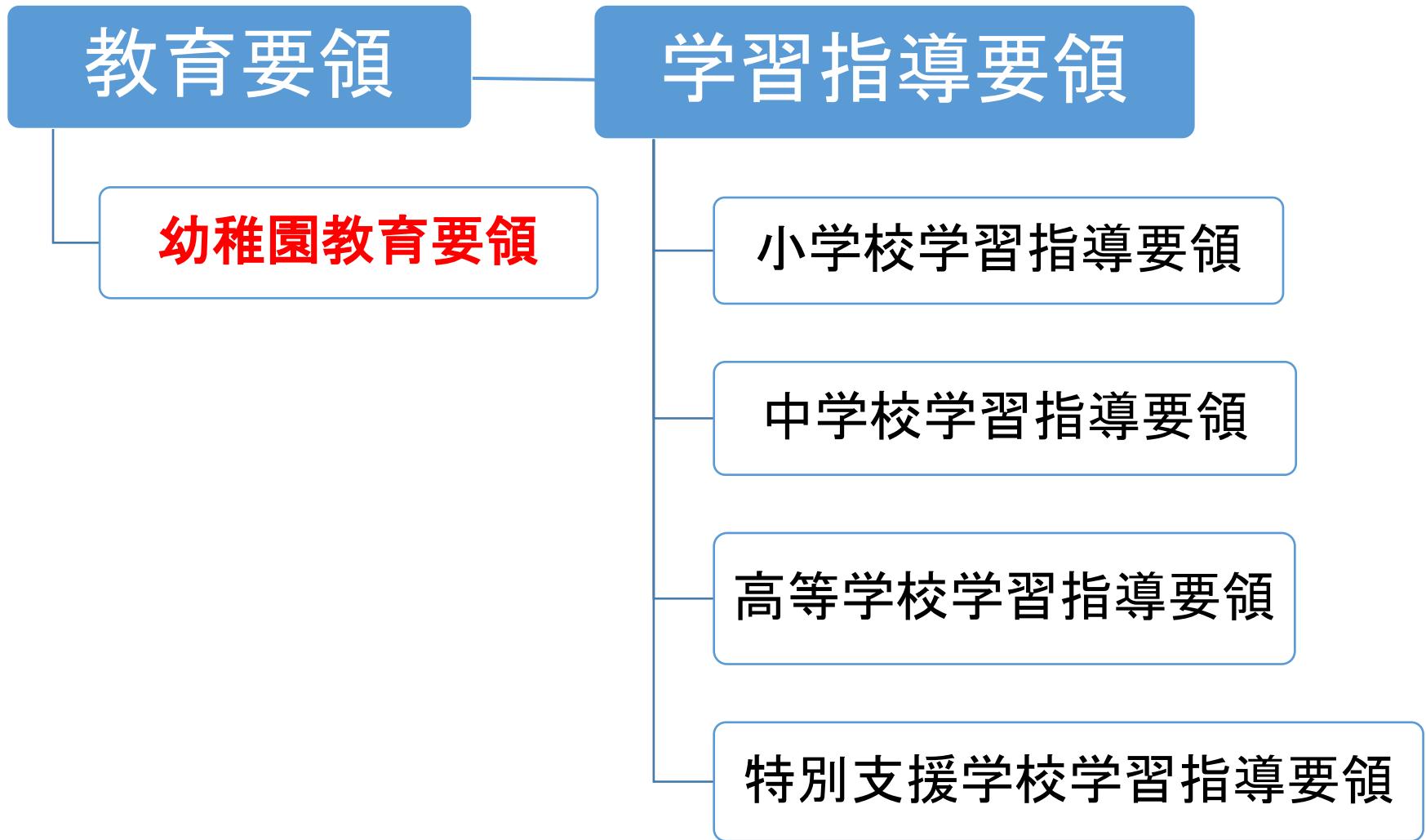
学校教育法 他関連法

幼稚園教育要領

(幼稚園教育要領解説)

(幼児教育指導資料 他)

# 教育要領・学習指導要領の種類



「幼児期の教育」の位置付け ー幼児期の教育の重要性、国及び地方公共団体の責務

## (幼児期の教育)

**第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。**

参考：学校教育法第22条

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

## 学校種の規定順 - 「学校教育の始まり」として

### (学校の範囲)

第1条 この法律で、学校とは、**幼稚園**、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

### 【参考－学校種の目的及び目標の見直し等】

#### 【幼稚園に関する事項】

教育基本法に教育の目標及び幼児期の教育に関する規定が置かれたこと等を踏まえ、以下のとおり学校教育法の幼稚園の目的及び目標に関する規定等を改めた。

#### 【目的】

- ① 義務教育以後の教育の基礎が培われ、生涯にわたる人格形成の基礎が培われるよう、幼児期の特性に配慮しつつ、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するといった趣旨を規定した。
- ② 小学校以降の教育との発達や学びの連続性が明確となるよう、学校種の規定順について**幼稚園を最初に規定すること**。

旧) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校・・・、特別支援学校**及び幼稚園**

新) **幼稚園**、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校・・・

## 幼稚園の目的・目標　－「義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの」

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適當な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第23条 幼稚園における教育は、前条の目的を実現するため、次に掲げる目標達成するよう行われるものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

家庭及び地域における幼児期の教育の支援（子育ての支援）及び預かり保育

第24条 幼稚園においては、第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

# 幼稚園教育要領の概要と根拠規定等

## 概要

- 幼稚園教育要領は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準。
- これまで概ね10年に一度改訂が行われてきた。

## 根拠規定

### ○学校教育法

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

### ○学校教育法施行規則

第38条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

昭和23年  
刊行

概ね10年  
ごとに改訂

平成20年  
改訂

平成29年  
改訂

○ 保育要領  
(文部省刊行)  
・ 最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引

○ 幼稚園教育要領  
(文部科学省告示)  
幼小接続や預かり保育等の子育ての支援を充実

○ 幼稚園教育要領(平成29年3月31日 文部科学省告示第62号)

# (参考) 幼稚園教育要領等の変遷

昭和  
23年  
刊行

## 保育要領(文部省刊行)

- ・国として作成した最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引(手引書的性格の試案)
- ・幼児期の発達の特質、生活指導、生活環境等について解説
- ・保育内容を「楽しい幼児の経験」として12項目に分けて示す

昭和  
31年  
刊行

## 幼稚園教育要領(文部省編集)

- ・幼稚園の教育課程の基準としての性格を踏まえた改善
- ・学校教育法に掲げる目的・目標にしたがい、教育内容を「望ましい経験」(6領域(健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画制作))として示す
- ・小学校との一貫性を配慮

(実施) 昭和31年4月1日実施

昭和  
39年  
改訂

## 幼稚園教育要領(文部省告示)

(実施) 昭和39年4月1日実施

- ・幼稚園教育の課程の基準として確立(初の告示化)
- ・教育内容を精選し、原則として幼稚園修了までに幼児に指導することを「望ましいねらい」として明示
- ・6領域にとらわれない総合的な経験や活動により「ねらい」が達成されるものであることを明示
- ・「指導及び指導計画作成上の留意事項」を示し、幼稚園教育の独自性を一層明確化

平成  
元年  
改訂

## 幼稚園教育要領(文部省告示)

(実施) 平成2年4月1日実施

- ・「幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ環境を通して行うものである」ことを「幼稚園教育の基本」として明示
- ・幼稚園生活の全体を通してねらいが総合的に達成されるよう、具体的な教育目標を示す「ねらい」とそれを達成するための教師が指導する「内容」を区別し、その関係を明確化
- ・6領域を5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)に再編成し整理

平成  
10年  
改訂

## 幼稚園教育要領(文部省告示)

(実施) 平成12年4月1日実施

- ・教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割を果たすべきことを明確化
- ・教育課程を編成する際には、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえることを明示
- ・各領域の「留意事項」について、その内容の重要性を踏まえ、その名称を「内容の取扱い」に変更
- ・「指導計画作成上の留意事項」に、小学校との連携、子育て支援活動、預かり保育について明示

平成  
20年  
改訂

## 幼稚園教育要領(文部科学省告示)

(実施) 平成21年4月1日実施

- ・幼小の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実
- ・幼稚園と家庭の連続性を確保するため、幼児の家庭での生活経験に配慮した指導や保護者の幼児期の教育の理解を深めるための活動を重視・預かり保育の具体的な留意事項を示すとともに、子育ての支援の具体的な活動を例示

平成  
29年  
改訂

## 幼稚園教育要領(文部科学省告示)

(実施) 平成30年4月1日実施

- ・幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化や、教育課程に基づき組織的・計画的に教育活動の質の向上を図ること、幼児理解に基づいた評価の実施などについて明示し、「総則」を改善・充実
- ・「幼児期の終わりまでに育つてほしい姿」の明確化など幼小の接続を一層推進
- ・近年の子供の育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、教育内容を改善・充実

# 改訂に係る議論に関するこれまでの経過

- 平成26年11月 中央教育審議会総会  
「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問
- 平成27年8月 教育課程企画特別部会教育課程部会「論点整理」をとりまとめ
- 平成28年8月 教育課程部会「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ」
- 平成28年12月 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」
- 平成29年2月 幼稚園教育要領（案）に対する意見公募（パブリック・コメント）の実施  
実施期間：平成29年2月14日～平成29年3月15日
- 平成29年3月 幼稚園教育要領の告示（平成29年3月31日 文部科学省告示第62号）  
(保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も同日告示)
- 平成29年度内 幼稚園教育要領の周知・徹底、幼稚園教育要領解説の作成・周知  
（幼稚園は30年度から、小学校は32年度から、中学は33年度から全面実施予定。高校は34年度から年次進行により実施予定。）

# 改訂の背景

人工知能が進化して、  
人間が活躍できる職業は  
なくなるのではないか。

今学校で教えることは、  
時代が変化したら  
通用しなくなるのではないか。

子供たちに、情報化やグローバル化など急激な社会的変化の中でも、  
**未来の創り手となるために必要な資質・能力を**  
確実に備えることのできる学校教育を実現する。

## よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を作るという目標を学校と社会が共有して実現

社会や産業の構造が変化し、質的な豊かさが成長を支える成熟社会に移行していく中で、私たち人間に求められるのは、定められた手続を効率的にこなしていくにとどまらず、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、主体的に学び続けて自らの能力を引き出し、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新たな価値を生み出していくことであるということ、そのためには生きて働く知識を含む、これから時代に求められる資質・能力を学校教育で育成していくことが重要であるということを、学校と社会とが共通の認識として持つことができる好機にある。

## 学校教育のよさをさらに進化させるため、学校教育を通じて子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすく見渡せる「学びの地図」として、学習指導要領を示し、幅広く共有

- ・これから時代に求められる知識や力とは何かを明確にし、教育目標に盛り込む。これにより、子供が学びの意義や成果を自覚して次の学びにつなげたり、学校と地域・家庭とが教育目標を共有してカリキュラム・マネジメントが実現しやすくなる。
- ・生きて働く知識や力を育む質の高い学習過程を実現するため、各教科における学びの特質を明確にするとともに、授業改善の視点（「アクティブラーニングの視点」）を明確にする。これにより、教科の特質に応じた深い学びと、我が国の強みである「授業研究」を通じたさらなる授業改善が実現する。

## 予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手となる

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成29年12月21日中央教育審議会）<抄>

- …近年顕著となってきているのは、知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的变化が、人間の予測を超えて進展するようになってきていることである。

(略)

- 人工知能がいかに進化しようとも、それが行っているのは与えられた目的の中での処理である。一方で人間は、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え出すことができる。多様な文脈が複雑に入り交じった環境の中でも、場面や状況を理解して自ら目的を設定し、その目的に応じて必要な情報を見いだし、情報を基に深く理解して自分の考えをまとめたり、相手にふさわしい表現を工夫したり、答えのない課題に対して、多様な他者と協働しながら目的に応じた納得解を見いだしたりすることができるという強みを持っている。

- このために必要な力を成長の中で育んでいるのが、人間の学習である。…新たな価値を生み出していくために必要な力を身に付け、子どもたち一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていくようにすることが重要である。
- …社会や産業の構造が変化し、質的な豊かさが成長を支える成熟社会に移行していく中で、特定の既存組織のこれまでの在り方を前提としてどのように生きるかだけではなく、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力の育成が社会的な要請となっている。
- こうした力の育成は、学校教育が長年「生きる力」の育成として目標してきたものであり、…今は正に、学校と社会とが認識を共有し、相互に連携することができる好機にあると言える。

# 学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする  
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる  
思考力・判断力・表現力等の育成

## 何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、  
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む  
**「社会に開かれた教育課程」の実現**  
各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

## 何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた  
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

**学習内容の削減は行わない**※

## どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び  
対話的な学び  
深い学び

幼稚園は学校教育の始まりであり、こうした改訂の方向性を踏まえて幼稚園教育要領において必要な改訂を実施